# 統括防火・防災管理者選任等に関する委任状

		(以下、「乙」という。)は
(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)		
		(以下、「甲」という。)を
(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)		
	(以下、	「対象物」という。)における
(委任する建物の名称を記載する)		
消防法(以下「法」という。)第8条の2第1項及び法第	36 条第	3項に規定する統括防火・防災管理者の選

消防法(以下「法」という。)第8条の2第1項及び法第36条第3項に規定する統括防火・防災管理者の選任について、法第8条の2第4項の規定に基づき行う届出行為に関する権限を委任する。

また、甲は消防法施行規則(以下、「規則」という。)第4条第1項で規定する全体についての消防計画の作成届出書(別記様式第一号の二の二の二)における、管理権原者の代表とする。

ただし、甲または乙が対象物の管理権原者でなくなった場合は、この委任状を無効とする。しかし、甲または乙が法人であり、代表者が変更になった場合についても本委任状は有効とする。

なお、統括防火・防災管理者に対して、規則第3条の3第1項第1号及び規則第51条の11に基づき、防火・防災管理上必要な権限を付与し、防火・防災管理上必要な業務及び必要な事項について説明を実施しています。

		<del>,</del>
受任者 (甲)	住所	
	職・氏名	
	名	(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)
	連絡先	
委任者 (乙)	住所	
	職 •	
	氏 名	(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)
	連絡先	
建物名称(対象物)	名 称	
	所在地	横浜市西区

年 月 日

## 統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について

「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理者には、下記のとおり権限等が付与されています。

## 1 必要な権限の付与(消防法施行規則第3条の3第1項第1号)

管理権原者から統括防火管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、 次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

#### 2 防火・防災管理上必要な業務(消防法施行規則第3条の3第1項第2号)

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

#### 3 防火・防災管理上必要な事項(消防法施行規則第3条の3第1項第3号)

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況に関すること。
- (2) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (3) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (4) 火災、地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該防火対象物及び建築物その他の工作 物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (5) その他防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火・防災管理上必要な事項